

関連資料 1

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第72号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年神奈川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「連帯保証人又は連帯債務者」を「相続人、連帯保証人、連帯債務者又は連帯保証人若しくは連帯債務者の相続人」に改め、「（貸付金の償還又は違約金の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）」を削り、同条第 4 項中「又はその連帯保証人若しくは連帯債務者」を「若しくはその連帯保証人若しくは連帯債務者又はこれらの相続人」に改め、「（貸付金の償還又は違約金の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）」を削る。

第 6 条第 4 項第 2 号中「第 4 項まで又は」を「第 4 項まで、」に改め、「第103条第 6 項」の次に「又は第108条の 3 の 5 第 1 項若しくは第 2 項」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。